

神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業
建物等の建設及び賃貸等並びに維持管理及び美術館支援等に関する変更契約書

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社モマ神奈川パートナーズ（以下「乙」という。）は、平成 13 年 7 月 5 日付けで締結した神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業建物等の建設及び賃貸等並びに維持管理及び美術館支援等に関する契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という。）について、下記のとおり契約内容の一部を変更することに合意したので、この契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

本変更契約は仮契約であって、本変更契約で定める内容について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条の規定により、令和 8 年第 2 回神奈川県議会の議決を停止条件として、当該議決日においてその効力が生じるものとする。令和 8 年 8 月 1 日までに当該議決がなされない場合は、本変更契約は当然に終了するものとする。

なお、本変更契約において特段の定義なく使用された用語は、文脈上別異に解釈すべき場合を除き、原契約に定義された意味を有するものとする。

本変更契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その 1 通を所持するものとする。

令和 8 年 4 月 10 日

甲 横浜市中区日本大通 1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 横浜市西区みなとみらい二丁目 2 番 1 号
株式会社モマ神奈川パートナーズ
代表取締役 内田 真二



記

1 変更理由

美術情報システムが第三者から脆弱性を突く攻撃等を受け、美術情報システムが利用できなくなることを防止するため、WAF（ウェブアプリケーションファイアウォール）を導入するとともに、セキュリティ対策の向上のため、脆弱性診断を実施する。

2 原契約の変更

WAF 導入及び脆弱性診断の実施に伴い生じる経費の記載を、原契約別紙第 3（6）契約金額及び契約金額の内訳 5）として別紙のとおり追加する。

5) WAF 導入及び脆弱性診断実施に伴う費用

甲は、乙に対して、甲が示す情報セキュリティ対策基準に則った WAF 導入及び脆弱性診断の実施に伴う費用として、以下のとおり、令和 8 年 10 月 30 日を第 1 回とする年 2 回払いにより、次に示す額（消費税相当額を含む。）を、サービスの対価と同時に支払う。

1 回の支払額は、当該年度の額の 1/2 とする。

業務	適用改定率	令和 8 年度 支払額	令和 9 年度 支払額
WAF 導入及び脆弱性診断実施費用支払額	なし	22,106,821 円	31,813,804 円